

## ● 日本再生人材育成支援事業 ●

人材育成を行う事業主の皆さまに、訓練費用を助成します！

# 海外進出支援奨励金

海外進出をお考えの事業主の皆さまに、グローバル人材の育成を支援する2つのメニューがあります！

## ① 海外「留学」への助成

正規雇用の労働者を国外に「留学」させた場合に、**入学料・受講料・教科書代・住居費・交通費**を助成

## ② 海外「出向」への助成

正規雇用の労働者を、既に海外進出している国内企業の海外の子会社等に「出向」させた場合に、**実地訓練に要した経費や住居費・交通費**を助成

対象事業主

1. これから「海外事業展開」を考える「海外未進出企業」
2. 海外展開後も雇用維持する事業主
3. 健康、環境、農林漁業分野等の事業主

※ 対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。詳しくは、2ページをご覧ください

◆ **正規雇用の労働者**とは、以下の①と②を満たす労働者です。

- ①健康、環境、農林漁業等の事業を行う事業主に、期間の定めのない労働者として雇用されていること
- ②雇用保険被保険者であること

◆ **居住費**とは

労働者の転居先の家賃が対象となります。

※引越費用、敷金・礼金、共益費は対象となりません。

◆ **交通費**とは

転居に伴う交通費が対象となります。

※国内から海外への費用ほか、日本の現住所から出国するまでの（日本国内での）交通費も含まれます。

※転居に伴う費用であることが必要ですので、計画期間中に所用で日本に戻る際の交通費は含まれません。



# 支給対象分野

～健康、環境、農林漁業分野等とは～

**健康、環境、農林漁業分野等**とは、下の一覧表の産業分類を指します。

日本標準産業分類	
大分類A－農業、林業	
大分類B－漁業	
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業	
大分類G－情報通信業	
大分類H－運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業	例)フィットネスクラブ
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業	例)スイミングスクール
大分類P－医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業	例)ごみ処分量
その他(上記以外)	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する事業を行っているもの 例)エコファンド

## 判断に迷うケース

### ケース1

Q 上記に該当する業務を行っていますが、それ以外の業務も行っている場合も対象となりますか。

A 上の表の産業分類に該当する事業を一部も行っている場合は、他の事業を行っていても対象事業主となります。

### ケース2

Q 「建設業」や「製造業」、「学術・開発研究機関」の「このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する～」は、どのように判断すればいいですか。

A 事業主が提出する申請書類やパンフレット、製品概要等により、労働局が健康、環境、農林漁業分野等と一定の関連性があると判断した場合に認めます。

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

# 海外進出支援奨励金（留学）

## 内容

正規雇用の労働者を国外に「留学」させた場合に  
入学料・受講料・教科書代・交通費・旅費を助成！！

## 支給額

### ① 大学、大学院の入学料・受講料・教科書代

→ 上限 **年間100万円**

### ② 住居費・交通費（1号参照）

→ 支払った費用の **2/3**

→ 上限 **年間75万円**

※ **1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。**

※詳しくは4号をご覧ください

## 対象事業主

1. これから「海外事業展開」を考える「海外未進出企業」
2. 海外展開後も雇用維持する事業主
3. 健康、環境、農林漁業分野等の事業主

### ★「海外事業展開」とは？

- ① 日本国外の会社と取引を始め、輸出を始めること  
または
- ② 日本国外に子会社、出張所、支店、駐在事務所を設立すること

確認方法は？

→ 海外事業展開実施計画書（様式第3-3号）

- ※ 海外進出する事業内容が、健康、環境、農林漁業分野等に該当する必要があります（詳しくは3号）。
- ※ 海外の事業展開に際して事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行わない旨を誓約していただきます（様式第3-5号）。

### ★「海外未進出企業」とは？

子会社又は親会社を海外に有していない企業のことをいいます。

確認方法は？

→ 証明書（様式第3-4号）、有価証券報告書内の「関係会社の状況」（写）、  
事業報告内の「重要な親会社及び子会社の状況」（写）など

- ※ 過去に海外に子会社があった場合であっても、現在は撤退し、海外に子会社又は親会社を有していなければ対象となります。

# 助成金の対象となる留学先は

→ 海外にある公の機関に認可された大学、大学院

ご不明な点は、  
労働局またはハローワークにお問い合わせください。

# 職業訓練計画期間は

職業訓練計画は、いつ、どこで、どのような訓練を、何人の労働者に受けさせるか、を記載した計画です。

**助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります！**

## ★ 職業訓練計画期間（留学期間）

**6ヶ月以上2年以内**

※ 平成24年度末までに、受給資格認定申請書を提出し、この提出日から6ヶ月以内に訓練を開始することが必要です。

# 助成金の対象となる経費は

① 大学、大学院の入学料・受講料・教科書代  
(あらかじめ受講案内等で定められているもの)

→ 上限 **年間100万円**

② 住居費・交通費 (1 参照)

→ 支払った費用の **2/3**

→ 上限：**年間75万円**

※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。

※ 事業主が負担した経費であることが必要です（支給申請時までに支払いを完了していることが必要です）。

※ 労働者が立て替え払いをした分については、全額を対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが明らかになる場合は、対象となります。

※ 消費税相当分も支給対象となります。

※ 留学月数によって上限額が異なります。→ 詳しくは様式第3-2号裏面をご覧ください。

※ 支給を受けるには、職業訓練計画期間中に、1つ以上の課程を修了していることが必要です。

# 海外進出支援奨励金(留学) 必要となる書類

## 1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- 海外進出支援奨励金(留学)受給資格認定申請書(様式第3-1号)
- 海外進出支援奨励金(留学)職業訓練計画(訓練コース)(様式第3-2号)
- 雇用保険適用事業所設置届(写)
- 登記事項証明書、会社案内、定款等の健康、環境、農林漁業分野に該当する事業を行っていることを証明する書類
- 事業主が対象労働者に海外の大学、大学院へ留学を命じたことが分かる業務命令書の写し
- 訓練の実施内容等を確認する証明する書類(大学、大学院の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる書類(事前に対象者に配布したもの等)やカリキュラム等)
- 対象労働者の転居前の現住所を確認するための書類(住民票(写)、運転免許証(写)等)
- 海外への事業展開の計画がわかる書類(様式第3-3号)
- 子会社又は親会社の有無を確認できる書類 → 詳しくはP2「海外未進出企業」参照
- 海外への事業展開に際して事業主都合による解雇等を行わない旨の誓約書(様式第3-5号)

## 2. 支給申請手続きに必要な書類

- 海外進出支援奨励金(留学)支給申請書(様式第3-9号)
- 大学、大学院が発行する訓練の修了証(写)
- 海外進出支援奨励金(留学)申請額内訳書(様式第3-10号)
- 労働条件申立書(様式第3-11号)
- 受給資格認定通知書(写)
- 労働者の転居先の住所・入居期間が確認できる書類(様式第3-12号及び賃貸借契約書、住民票(写)、運転免許証(写)等)
- 受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等を支払ったことを確認するための書類(領収書又は振込通知書(写)、受講料の案内(一般的に配布されているもの)、請求内訳書(領収書の金額が講習案内等と異なるとき又は領収書等で内訳が確認できないとき)
- 住居費・寮費等を支払ったことを確認するための書類(賃貸借契約書(写)、領収書または振込通知書(写))
- 交通費を支払ったことを確認するための書類(領収書等)
- 対象労働者が立て替え払いしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類

※必要に応じて、その他の書類の提出または提示を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

# 海外進出支援奨励金（送り出し）

## 内容

正規雇用の労働者をすでに海外進出している国内企業の海外の子会社等に「出向」させた場合に、**実地訓練に要した経費や住居費・交通費**を助成！！

## 支給額

- ① 実地訓練に要した  
実地訓練指導者の指導料、教材費など  
→ 上限：対象労働者1人につき**20万円**
  - ② 住居費・交通費（4号参照）  
→ 支払った費用の**2/3**  
→ 上限：**年間75万円**
- ※詳しくは7号をご覧ください

## 対象事業主

1. これから「海外事業展開」を考える「海外未進出企業」
2. 海外展開後も雇用維持する事業主
3. 健康、環境、農林漁業分野等の事業主

### ★「海外事業展開」とは？

- ① 日本国外の会社と取引を始め、輸出を始めること  
または
- ② 日本国外に子会社、出張所、支店、駐在事務所を設立すること

### 確認方法は？

→ 海外事業展開実施計画書（様式第3-3号）

- ※ 海外進出する事業内容が、健康、環境、農林漁業分野等に該当する必要があります（詳しくは3号）。
- ※ 海外の事業展開に際して事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行わない旨を誓約していただきます（様式第3-5号）。

### ★「海外未進出企業」とは？

子会社又は親会社を海外に有していない企業のことをいいます。

### 確認方法は？

→ 証明書（様式第3-4号）、有価証券報告書内の「関係会社の状況」（写）、事業報告内の「重要な親会社及び子会社の状況」（写）など

- ※ 過去に海外に子会社があった場合であっても、現在は撤退し、海外に子会社又は親会社を有していなければ対象となります。

# 助成金の対象となる出向先の企業は

すでに海外進出している国内企業（受け入れ企業）の海外の子会社など

- ※ 受け入れ企業と支給申請する事業主の関係は、子会社または親会社の場合には認められませんが、グループ企業である場合は認められます。
- ※ 子会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条に規定する子会社です。

# 職業訓練計画期間は

職業訓練計画は、いつ、どこで、どのような訓練を、何人の労働者に受けさせるか、を記載した計画です。

**助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります！**

## ★ 職業訓練計画期間（出向期間）

**6ヶ月以上1年以内**

- ※ 平成24年度末までに受給資格認定申請書を提出し、この提出日から6ヶ月以内に訓練を開始することが必要です。
- ※ 訓練は、受け入れ企業で実施される実地訓練です。

# 助成金の対象となる経費は

- ① **実地訓練に要した  
実地訓練指導者の指導料、教材費など**  
→ **上限：対象労働者1人につき20万円**
- ② **住居費・交通費（4 参照）**  
→ **支払った費用の2/3**  
→ **上限：年間75万円**

- ※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。
- ※ ①で対象外となるものとして、職業訓練を行うための施設設備の整備に要する費用、繰り返し活用できる教材等すでに他の助成金の支給対象とされたことのあるもの及び職業訓練以外の生産ライン又は就労の場で汎用的に用いるもの等があります。
- ※ 事業主が負担した経費であることが必要です（支給申請時までに支払いを完了していることが必要です）。
- ※ 消費税相当分も支給対象となります。
- ※ 訓練月数によって上限額が異なります。→ 詳しくは様式第4-2号裏面をご覧ください。
- ※ 受講者が実地訓練の総日数の8割以上を出勤していることが必要です。

# 海外進出支援奨励金(送り出し) 必要となる書類

## 1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- 海外進出支援奨励金(送り出し)受給資格認定申請書(様式第4-1号)
- 海外進出支援奨励金(送り出し)職業訓練計画(訓練コース)(様式第4-2号)
- 雇用保険適用事業所設置届(写)
- 登記事項証明書、会社案内、定款等の健康、環境、農林漁業分野に該当する事業を行っていることを証明する書類
- 事業主が対象労働者に受け入れ企業の海外現地法人への出向を命じたことが分かる業務命令書の写し
- 対象労働者の受け入れについて送り出し企業の事業主と受け入れ企業の事業主との合意が成立していることを確認するための書類(様式第4-3号)
- 出向契約書(写)
- 対象労働者の転居前の現住所を確認するための書類(住民票(写)、運転免許証(写)等)
- 海外への事業展開の計画が分かる書類(様式第4-4号)
- 子会社又は親会社の有無を確認できる書類 → 詳しくはP2「海外未進出企業」参照
- 海外の事業展開に際して事業主都合による解雇等を行わない誓約書(様式第4-6号)

## 2. 支給申請手続きに必要な書類

- 海外進出支援奨励金(送り出し)支給申請書(様式第4-10号)
- 海外進出支援奨励金(送り出し)申請額内訳書(様式第4-11号)
- 実地訓練期が行われたことを確認するための書類(様式第4-12号)
- 実地訓練期間中の出勤状況を確認するための書類(出勤簿(写)又はタイムカード(写)等)
- 労働条件申立書(様式第4-13号)
- 受給資格認定通知書(写)
- 労働者の転居先の住所・入居期間が確認できる書類(様式第4-14号及び賃貸借契約書、住民票(写)、運転免許証(写)等)
- 送り出し企業の事業主が受け入れ企業の事業主に対して支払った実地訓練に要した経費を確認するための書類(領収書又は振込通知書(写)等)。ただし、実地訓練に要した経費には対象労働者の賃金・社会保険料は含めることはできない。
- 住居費・寮費等を支払ったことを確認するための書類(領収書等)
- 対象労働者が立て替え払いをしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類

※ 必要に応じて、その他の書類の提出または提示を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

# 受給までの流れ

## 1. 受給資格認定申請

職業訓練計画（様式第3-2号または4-2号）などを作成し、労働局またはハローワークに提出

事業主

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、**訓練開始1カ月前までに申請**してください

## 2. 認定

労働局またはハローワークで職業訓練計画を認定（不認定）し、事業主に通知

労働局

## 3. 職業訓練計画の開始

事業主

海外進出支援奨励金（留学）・・・6ヶ月以上2年以内  
海外進出支援奨励金（送り出し）・・・6ヶ月以上1年以内

## 4. 訓練実施

事業主

平成24年度末までに受給資格認定申請書を提出した上で、当該提出日から**6ヶ月以内**に訓練を開始してください。

訓練の途中で、職業訓練計画の内容が変わったら、速やかに変更届を提出してください。

事業主

## 5. 職業訓練計画の終了

訓練計画終了後**2カ月以内**に必要な書類をそろえ、支給申請してください

## 6. 支給申請

事業主

労働局またはハローワークに支給申請

労働局

## 7. 支給決定

中央職業能力開発協会から事業主に支給（不支給）決定通知書を送付。支給決定額を振込（支給決定の場合）

# 注意事項

## ①～⑤のいずれかに該当する事業主は 助成金を受給できません!

- ① 奨励金の支給に係る事業所において、受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を**事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をした事業主**
- ② 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る**不正受給を行った事業主**
- ③ 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の**労働保険料を納入していない事業主**（支給決定の日までに納入を行った事業主を除く。）
- ④ 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に**労働関係法令の違反を行った事業主**
- ⑤ 奨励金の支給に係る事業所において、**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接客業務受託営業を行っている事業主**

## ご注意

- この奨励金は、1年間（訓練に必要な時間数が確保される場合は6ヶ月）の職業訓練計画終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給対象となる訓練経費に対して、他の助成金等を受けている場合は、この奨励金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。